



島根県報

平成24年3月30日（金）
号外第39号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則	（財 政 課）	3
看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	3
理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則	（ ” ）	4
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則	（健 康 推 進 課）	4
島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則	（青 少 年 家 庭 課）	4
島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則	（中 小 企 業 課）	6

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により平成23年9月までにおける施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示	（青 少 年 家 庭 課）	7
--	---------------	---

公布された条例等のあらまし**◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第32号）**

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

(1) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う引用条項及び規定の整理（第3条関係）

(2) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第3条関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第34号）

1 規則の概要

(1) 障害者自立支援法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第2条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 規則の概要

国民健康保険法の改正に伴う規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

民法等の一部を改正する法律の施行により、未成年後見人に法人を選任することができるようになったことに伴う様式の整備（様式第1号・様式第14号・様式第17号—様式第20号・様式第22号・様式第23号・様式第25号—様式第27号関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

(1) 設備資金貸付事業及び設備貸与事業の対象となる小規模企業者等に係る要件を改正することとした。（第2条関

係)

(2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理 (第3条関係)

(3) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規

則

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第32号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則 (昭和32年島根県規則第32号) の一部を次のように改正する。

別表中第16号を削り、第15号を第16号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

9 隠岐ジオパーク推進協議会運営費負担金

別表中第65号を第67号とし、第64号を第66号とし、第63号を削り、第62号を第64号とし、同号の次に次の1号を加える。

65 結集!しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金

別表中第61号を第63号とし、第60号を第62号とし、第59号を第61号とし、第58号を第59号とし、同号の次に次の1号を加える。

60 農山漁村地域自主戦略交付金

別表中第57号を削り、第56号を第58号とし、第55号を第56号とし、同号の次に次の1号を加える。

57 浜田地域水産業構造改革交付金

別表中第54号を第55号とし、第53号を第54号とし、第52号を削り、第51号を第53号とし、第37号から第50号までを2号ずつ繰り下げ、第36号を第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

38 青年就農給付金

別表中第35号を第36号とし、第18号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

18 しまねすくすく保育支援事業交付金

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第16号、第52号、第57号及び第63号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則 (以下「改正後の規則」という。) 第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第60号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号エ中「重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（同条第2項に規定する重症心身障害児に対する障害児入所支援を行うものに限る。）」に改め、同号オ中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、同号ク中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第34号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則（昭和52年島根県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第5号」を「第4号」に改め、同条第5号中「第7条第5項」を「第8条第1項」に、「同条第8項」を「同条第4項」に改め、同条第6号中「第7条第22項」を「第8条第27項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第35号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「前々年度の」の次に「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第35号）附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第1条による改正前の」を加える。

附則第2項（見出しを含む。）中「及び平成21年度」を「から平成25年度まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和57年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 の子又は法定代理人	児童・氏名	ふりがな	が	な	を の子又は法定代理人	児童・氏名	ふ	り	が	な	に、	
	20歳以上	生	年	月		日	20歳以上	生	年	月		日
	住	所	住	所		住	所					
	職 現在の 修学修業先（学年）	業	職 現在の 修学修業先（学年）	業		職 現在の 修学修業先（学年）	業					

生年月日	
申請者との関係	

生年月日	年 月 日
申請者との関係	

「法定代理人 氏 名」[㊦] を 「法定代理人 氏 名」[㊦] に改め、同様式（親権者又は未成年後見人）（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）」

の㉞の8中「署名捺印」を「署名押印」に改める。

「法定代理人 住 所」[㊦]
様式第14号中 （親権者又は未成年後見人） を
氏 名

「法定代理人 住 所」[㊦]
（親権者又は未成年後見人）
氏 名[㊦] に改め、同様式の㉞の5中「はり付け」を「貼り付け」
（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）」

に改める。

様式第17号中

氏 名	生年月日	償還者との続柄	住 所	を
連帯・法定区分	職 業	電話番号		

--	--	--	--

「

氏名又は法人名	生年月日	償還者との続柄	住所又は所在地
連帯・法定区分	職 業	電話番号	

に改める。

様式第18号から様式第20号までの規定、様式第22号、様式第23号及び様式第25号から様式第27号までの規定中

「法定代理人 住 所

氏 名

を

④」

「法定代理人 住 所

氏 名

④ に改める。

(法人にあっては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)」

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第37号

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則(昭和48年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「3億円」を「4億2,000万円」に、「営業利益」を「経常利益」に改める。

第3条中「法第12条第1項に規定する」を「別に定める」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条中「第8条」を「第13条第1項」に、「同条第6項」を「同条第10項」に、「同条第7項」を「同条第11項」に、「第2条に」を「第3条に」に、「悪臭物質」を「悪臭原因物」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第7条の2中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第8条第2項中「小規模企業者等設備貸付資金貸付申請書」を「小規模企業者等設備貸与資金貸付申請書」に改める。

第14条第1項中「第19条第1号」を「第16条第1号」に改め、「若しくは第7号」を削る。

第17条第1項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

様式第2号中「設備資金貸付事業計画書」を「小規模企業者等設備資金貸付事業計画書」に改める。

様式第4号中「設備貸与事業計画書」を「小規模企業者等設備貸与事業計画書」に改める。

様式第5号中「第10条の2」を「第10条」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「ただし書」を削る。

様式第10号中「設備資金貸付事業完了届」を「小規模企業者等設備資金貸付事業完了届」に改める。

様式第11号中「設備貸与事業完了届」を「小規模企業者等設備貸与事業完了届」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の規定は、平成24年 4 月 1 日以後の貸付けの申請に係る貸付金について適用し、同日前の貸付けの申請に係る貸付金については、なお従前の例による。

告

示

島根県告示第212号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、平成23年9月までにおける施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により平成23年9月までにおける施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第402号）は、廃止する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

平成23年9月までにおける施設入所児童等への特別支援事業費補助金

2 補助金等の交付の目的

児童福祉施設に入所する父母がいない児童等で、子ども手当の支給対象とならない児童に対して、児童福祉施設等が実施する子ども手当相当額の特別の支援に要する経費を補助し、もって児童の健やかな育ちを支援することを目的とする。

3 補助金等の交付の対象となる補助事業者の範囲等

(1) 補助事業者の範囲

小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項及び第7項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）（以下これらを「施設等」という。）

(2) 事業の対象となる児童

児童福祉法に定める措置等（障害児施設給付の決定を含む。以下「措置等」という。）により施設等に委託され又は入所する児童で、かつ、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第6条に規定する子ども手当の認定を受けた父母等がいない児童（以下「対象児童」という。）

(3) 補助対象経費

対象児童に係る物品等の購入に要する経費、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費及び対象児童の貯蓄に要する経費

(4) 交付額

平成23年4月から平成23年9月までの間において、対象児童となる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から対象児童としての事由が消滅した日の属する月までの月数に13,000円を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額

(5) 指定医療機関に入所する児童に対する交付額

指定医療機関に入所する児童（平成23年10月1日以降に措置等により指定医療機関に入所する児童で、かつ、平成23年10月からの子ども手当の認定を受けた父母等がいない児童を含む。）については、(4)により算定した額に平成23

年10月から平成24年3月までの間において、対象児童となる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から対象児童としての事由が消滅した日の属する月までの月数に3歳に満たない児童は15,000円、3歳以上の児童は10,000円を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額を加えた額とする。